

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和3年3月22日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アースLOVE

(2) 代表者名

鶴田 泰平

(3) 主たる事務所の所在地

京都市北区紫野東野町8-1-502

(4) 定款に記載された目的

本法人は、清掃・緑化に関する事業、食糧の安定供給に関する事業及び伝統文化の振興に関する事業を行い、もって将来の世代に対し、美しくかつ住みやすい地球環境を継承することを目的とする。また、これらの事業に、現役世代である障がい者や高齢等の参画を促すことにより、障がい者や高齢者等に生きがいを感じてもらうとともに、雇用の促進を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

令和3年3月4日

(文化市民局地域自治推進室)